

吹田市バリアフリー懇談会における傍聴に関する事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市バリアフリー懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懇談会の傍聴)

第2条 懇談会の傍聴は、社会情勢等を勘案し、次の方法により行うものとする。

- (1) 懇談会会場へ来場する。
- (2) Web 会議システムを利用する。
- (3) 懇談会会場への来場及び Web 会議システムの利用を併用する。

(懇談会会場の傍聴)

第3条 懇談会会場へ来場し傍聴する手順は次の事項のとおりとする。

- (1) 傍聴しようとする者は、懇談会開催時刻の 15 分前から開催時刻までに所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。
- (2) 傍聴人の定員は、会場の広狭に応じて定めるものとする。ただし、傍聴しようとする者が規定する定員を超えたときは、抽選によるものとする。

(Web 会議システムを利用した傍聴)

第4条 Web 会議システムを利用して傍聴する手順は次の事項のとおりとする。

- (1) 傍聴しようとする者は事務局が指定する日時までに自己の住所及び氏名を事務局へ申請しなければならない。
- (2) 傍聴人の定員は、Web 会議システムの機能の範囲内で定めるものとする。ただし、傍聴しようとする者が規定する定員を超えたときは、抽選によるものとする。
- (3) 傍聴人は懇談会開催時刻の 15 分前から開催時刻までに事務局より通知されたミーティング ID 及びパスワードで、Web 会議システムを利用し傍聴するものとする。

(傍聴することができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴することはできない。

- (1) 酒気を帯び他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
- (3) 前各号に定めるもののほか、懇談会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 懇談会会場へ来場する傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 懇談会の秩序を乱し、又は懇談会の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎたてないこと。

(3) はち巻きをするなどの示威的行為をしないこと。

(4) 飲食をしないこと。

(5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。

2 Web 会議システムを利用する傍聴人は、第 1 項第 1 号及び第 2 号を守るとともに次の事項を守らなければならない。

(1) 公衆無線 LAN サービスを利用しないこと。

(2) アンチウイルスソフトがインストールされていない等、適切な情報セキュリティ対策が施されていない機器を使用しないこと。

(3) ミーティング ID 及びパスワードを他の者に教えないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第 7 条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りではない。

(係員の指示)

第 8 条 傍聴人は、事務局の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 9 条 傍聴人がこの基準に違反するときは、委員長はこれを抑止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第 10 条 この基準に定めるもののほか、懇談会の傍聴に関し必要な事項が生じたときは、土木部長が定める。

附 則 平成 21 年 2 月 4 日制定

この要領は、平成 21 年 2 月 4 日から施行する。

附 則 平成 25 年 2 月 28 日改正

この基準は、平成 25 年 2 月 28 日から施行する。

附 則 平成 28 年 4 月 1 日改正

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 令和 3 年 1 月 28 日改正

この基準は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。